

第53回

弁護士からみた
環境問題の深層

溝邊 千鶴穂

加藤剛法律事務所 弁護士／
日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員

生物多様性保全分野の現在

現在、生物多様性の損失に対する問題意識は、10年前と比較して強くなっている。しかし、アメリカの政権交代の影響が気候変動分野に生じているように、生物多様性分野も変わらない保障はない。

本稿の第1章は、現在の世界目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）、日本の方針（第六次生物多様性国家戦略）の内容、及び、これらで事業者に期待されていることを紹介する。

第2章では、30by30の流れの関係と思われる新法、事業外で自然環境活動を何か始めようとするときの検討事項（私見）を紹介し、第3章では、自然関連情報の情報開示の動向について触れる。

はじめに

筆者が大学で環境法を勉強していた約10年前と比べて、現在、生物多様性問題に対する問題意識は、世界でも、日本でもより強くなっているという印象がある。

その背景には、2019年頃、昆明・モントリオール生物多様性枠組の前の目標である「愛知目標」の達成状況が芳しくない状況が確認されるとともに、気候変動と、生物多様性の損失は、協調して取り組まなければならない、と世界が考えたこと¹⁾の影響が大きかったのではないかと考える。しかし、世界的な流れという点では、アメリカの政権交代後、気候変動分野で暗雲が漂っているところであり、生物多様性分野も、現在の目標が維持されるとは限らない。

しかし、もし今後、消極的な方向に変わったとしても、問題状況が変わっていないのであれば、取組は続けるべきであろう。

そこで、本稿では、生物多様性分野の現在の世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組以降、企業に期待されていることや、日本の施策について概観する。

1. 生物多様性に関する世界目標と日本の動き

1.1 昆明・モントリオール生物多様性枠組

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」は、2022年12月に採択された、現時点で一番新しい生物多様性に関する世界目標であり、世界中で生物多様性が人類史上前例

のない速度で劣化していることに対応しようとするものである。

この枠組みの中で掲げられている目的の1つが、「生物多様性の損失を止め、反転させること」であり、この考え方が、最近よく耳にするようになった、ネイチャーポジティブ（日本語訳で「自然再興」）である。

昆明・モントリオール生物多様性条約は、2050年のビジョンと、2050年ビジョンに関連する2050年に向けた4つの長期のゴール、2030年までのミッション、2030年までの10年間の緊急の目標（2030年ターゲット）を提示している。

事業者との関係では、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価し、持続可能な情報を提供するための措置をとることが、2030年ターゲットの1つとして明記されている（2030年ターゲット(3)15）。

1.2 第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」

1.2.1 生物多様性国家戦略とは

生物多様性の保全に関する国の基本的な計画は、生物多様性基本法に基づき、「生物多様性国家戦略」という名称で立てられている。

最新の生物多様性国家戦略は、令和5年3月31日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」³⁾である。昆明・モントリオール生物多様性枠組の内容に対応した戦略であり、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、2030年ネイチャーポジティブを掲げ、その実現のためのロードマップとして策定された。

昆明・モンテリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

A 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化

C 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全（30 by 30目標）
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 女性及び女兒、子ども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り組み

図1 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の構造²⁾

1.2.2 事業者との関係

事業者の関係では、基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」において事業活動における国家の目標が掲げられおり（参考文献³⁾38頁参照）、事業者は、中心的役割を担う主体として期待されている（参考文献³⁾61頁から62頁）。

具体的には、(1) サプライチェーンについては、原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまでのそれぞれの過程で生物多様性への負荷を低減させること、(2) バリューチェーンを通して、社会の様々な場面で生物多様性の保全に貢献したり、生物多様性への負荷を削減することに貢献したりすること、(3) サプライチェーン及びバリューチェーンのつながりを認識し、透明性のある適切な情報開示をすること、(4) 農林水産業においては、生物多様性に配慮し、生態系サービスの提供を積極的に拡大していくための持続的な生産活動を行っていくこと、(5) 開発事業については、事業の実施により生物多様性への悪影響が生じないような必要な措置を行うこと、(6) 金融機関については、ESG投融資を通じた生物多様性の保全

への貢献が期待されている。

また、(7) 事業活動以外にも、地域住民と一体となった生物多様性保全の取組の実施や資金の提供等が生物多様性保全に大きく貢献するとされ、特に、工場敷地内の緑地や社有林等の中には多様な動植物の生息地、生育地となっている場所もあり、こうした場所は、OECD*¹として管理されることで生物多様性保全に寄与すると期待されている。

1.3 最近施行された国内法：生物多様性増進活動促進法

1.3.1 制定背景

ネイチャーポジティブの実現に向け、令和6年4月に「地域における生物多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が公布され、令和7年4月1日に施行された。

同法の背景には、2つの流れがある。

1つは、昆明・モンテリオール生物多様性枠組、第六次生物多様性国家戦略からの流れで、30by30*²⁾の目標達成のための、OECDの設定促進である。もう1つは、企業

経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっていることである⁴⁾。

1.3.2 法律の内容

法律の仕組みはシンプルである。企業等が、里地里山の保全、外来生物の除去、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成して主務大臣に申請をし、これを主務大臣が認定すると、その活動計画は、「認定増進活動実施計画」となり、内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法の特例が受けられる。

具体的には、①従来の個別法で要許可行為とされている一定の行為を認定増進活動実施計画に従って行う場合、各法の許可があったとみなされたり、②認定増進活動実施計画に従って行われる活動に、各法の生態系維持回復事業等が含まれる場合、認定増進活動実施計画の認定があったことをもって、各法の認定があったとみなされたりする。

企業に何かを強制する性質のものではないが、認定増進活動実施計画を企業の情報開示に活用できるというメリットが見込まれているようである。

2. 環境保全活動を決めるときの検討事項（私見）

30by30達成のためのOECMの設定促進の流れの中で、生物多様性のための活動を始めようと思ったとき、何に注意をするべきだろうか。実際に森づくりをしている、「鎮守の森のプロジェクト」の現事務局長に教えていただいた話等から検討した。

結論としては、後に、「思っていたのと違った。」という事態（錯誤）を防ぐことが最重要であり、そのためには、まず目的を定めて、目的達成のために何が必要なのかを検討する必要がある。

以下、植樹の場面を想定して説明をする。

2.1 目的を定めること

植樹をしようと思ったときに、その目的としては、憩いの場づくり、生物多様性に富んだ土地を作る目的、防災など、複数考えられる。目的が何であるかによって、植える植物の種類が異なる場合がある。

2.1.1 防災目的

例えば、津波対策のために植林しようと思ったとする。

植物には、根が浅い植物と、根がしっかり張る植物があるところ、津波対策で根が浅い植物を植えてしまうと、いざ津波が起きたときに、防災目的を果たさないで流されていってしまうかもしれない。そのため、津波対策が目的であれば、根が地中に深く張る植物、苗を選ぶ必要がある。

2.1.2 生物多様性に富んだ森づくり目的

頭の中では外来種を含まない日本の植物の植林を想定していても、この部分が漠然としていて、間違えて外来種を植えてしまうという失敗が有り得る。

また、日本のものでいっても、潜在自然植生⁵⁾、景観生態学的な論理など、複数の考え方が存在し、選択する植物が変わり得る。

さらに、どのような植物をどのように植えるのかで、最終的にできあがる環境は変わり得る。例えば、里地・里山と防災のための森は、最終的な見た目が異なるとともに、そこにできる生物多様性も異なる。そのため、植林計画時に、完成形のイメージを持っておく必要がある。

2.2 その他の注意点

せっかく植林をしても、管理能力に合わない規模の植林をしてしまうと、荒れてしまう可能性がある。そのため、植えようと考えている植物の苗がどのように育つのか、生育途中、生育後にどのくらい管理が必要なのかを調べておく必要がある。

また、目的に関わらず、根がしっかりしていない、生育が難しい植物の苗を買ってしまうと、せっかく購入したのに育たない可能性もあるので、購入の際に注意が必要である。

2.3 小 括

このように考えていくと、植林活動をしようと思ったときには、まず最初に植林の目的を定めて、その目的との関係で、購入予定の植物に期待する性質が備わっているのか、生育後に期待した環境になるのか、品質、管理可能性（規模、コスト）を検討することが、最低限必要なのではないかと考える。

目的を最初によく考えて、目的に適合したものを購入する必要があるということは、植林以外の活動にも妥当するだろう。

3. 企業の情報開示

昆明・モンテリオール生物多様性枠組の採択より前の時

期から、企業が環境に与えるリスクについて情報開示をする流れが始まった。

3.1 国際的な開示基準

3.1.1 TCFD

TCFDとは、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために設立されたタスクフォースである。TCFDは2017年最終報告書を発表し、企業等に対し、気候変動リスク、機会に関する、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4項目について、11の項目を開示することを推奨した。

3.1.2 TNFD

自然資本、生物多様性の分野でも、TCFDを参考として、TCFDの自然版といえるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の最終提言が2023年9月に発表され、4つの柱（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」）、14の開示推奨項目と、アプローチ方法（LEAPアプローチ）が提言された⁶⁾。

TNFDは、TCFDを参考に作られているため、概ね同一の開示内容が多い。しかし、気候変動は、地域ごとではなく、世界全体に生じている問題であるのに対し、生物多様性は、地域ごとに発生する問題であるため、場所や状況ごとに評価や対応をする必要がある。そのため、TCFDの開示推奨項目には入っていない、①企業が生態系サービスから受けている恩恵と企業が自然に与えている変化（依存と影響）についての説明、が開示推奨項目になっていたり、②優先地域（企業活動で関わり合い（依存、影響、リスク、機会）があったり、生物多様性にとって重要な地域等に接するので注意が必要な場所）を特定して開示することが開示推奨項目に入っているなど、TCFDと異なる点がある。

3.1.3 ISSBへの統合

2021年11月時点で、サステナビリティ情報の開示基準が複数存在している状況が発生した。そのため、国際的・統一的なサステナビリティ情報の開示基準の設定機関として、ISSBが設立された⁷⁾。そして、ISSBは、2023年6月、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（IFRS S1）と、「気候関連開示」（IFRS S2）を最終化した。

TCFDは、2023年に解散し、今後の企業による気候変動に関する情報の開示のモニタリングをISSBに委任した。なお、TCFD提言のフレームワーク（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」）は、ISSBの基準に引

き継がれている⁸⁾。

生物多様性分野では、まだISSB基準は発表されていないが、TNFDのフレームワークも考慮したISSB基準が作られる見込みである⁹⁾。

3.2 国内における開示義務

気候変動については、プライム上場企業に対して、2021年6月のコーポレートガバナンスにより、2022年4月から、TCFD提言またはこれに準じた基準による気候変動関連の情報開示が義務付けられている。

生物多様性分野は、TNFDの最終提言が2021年6月のコーポレートガバナンス後であるため、現時点では、TNFDないしこれに準じた基準による自然関連情報の情報開示は、現時点では義務付けられていない。

3.3 有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示

3.3.1 現在

2023年3月期から、有価証券報告書に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された¹⁰⁾。同記載欄では、「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業が開示を求められ、「戦略」と「指標及び目標」は、各企業が重要性を判断しての開示が求められる¹¹⁾。現時点では、開示基準は法定されていない。

金融庁の「有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例」（2024年12月5日（追加）¹²⁾）を見ると、自然資本分野（水・生物多様性）の項目を設けて、TNFDに基づく開示をしている例が紹介されている。

3.3.2 今後

前述のISSBの設立を受け、日本において適用されるサステナビリティ情報開示基準及び国際的なサステナビリティ情報開示基準の開発への貢献を目的として、「SSBJ」が設立され、2025年3月に、SSBJ基準が公表された。

SSBJ基準は、公表されてすぐに同基準を用いないといけないわけではなく、位置付け等は、今後、議論される。将来的には、生物多様性分野についてもSSBJ基準ができて、同基準に基づく開示になっていくかもしれない。

3.4 小 括

以上のように、気候変動分野が先行する形で、生物多様性分野についても、企業の情報開示が進みつつある状況である。

まだ移行期であり、①生物多様性分野でもISSB基準が

策定されるのか、その場合、SSBJでの生物多様性分野の基準が策定されるのか、②コーポレートガバナンスでTNFD基準が義務化されるのか、③有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示基準に関する法律等の改正に、今後も注目が必要であろう。

■ おわりに

昆明・モンテリオール生物多様性枠組採択後、OECMになり得るような自然環境の創出と、生物多様性に与えるリスク、生物多様性への依存と影響に係る情報開示が、それ以前と比べて企業に期待されている。

現時点では、アメリカの政権交代は、国内の生物多様性分野の施策に大きな打撃は与えていないようであるが、国際的な問題意識の強さが、施策に影響を及ぼす分野のように思われるので、筆者自身、今後も同分野の動向に注目したい。

*1 OECM

OECMとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM: Other Effective area-based Conservation Measures）の略で、これまで保護の対象とされていない地域以外で、生物多様性保全に資する地域のことである。

*2 30by30

30by30は、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。

【参考文献】

- 1) 地球規模生物多様性概況第5版（Global Biodiversity Outlook5）
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/gbo5-jp-lr.pdf>
- 2) 環境省「昆明・モンテリオール生物多様性枠組の構造」
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/gbf/kmgbf.html>
- 3) 環境省「生物多様性国家戦略2023-2030 ～ ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/1_2023-2030text.pdf
- 4) 環境省「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案の概要」
<https://www.env.go.jp/content/000203628.pdf>
- 5) 宮脇昭著「森の力 植物生態学者の理論と実践」、株式会社講談社、2013年4月発行
- 6) TNFDウェブサイトより「自然関連財務情報開示タスクフォースの提言」（2023年9月）
https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/02/%E8%87%AA%E7%84%B6%E9%96%A2%E9%80%A3%E8%B2%A1%E5%8B%99%E6%83%85%E5%A0%B1%E9%96%8B%E7%A4%BA%E3%82%BF%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%81%AE%E6%8F%90%E8%A8%80_2023.pdf
- 7) 株式会社大和総研金融調査部藤野大輝著「サステナビリティ情報開示の実践ガイドブック」、中央経済社、2024年10月25日、143頁
- 8) 上記7) 144頁から145頁
- 9) TNFDウェブサイト内ニュース「ISSB delivers further harmonization

of the sustainability disclosure landscape as it embarks on new work plan]

<https://tnfd.global/issb-delivers-further-harmonisation-of-the-sustainability-disclosure-landscape/>

- 10) 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令等改正の解説」（2023年5月）7頁
- 11) 上記10) 2頁
- 12) 金融庁Webサイトより「記述情報の開示の好事例集2024 金融庁2024年12月5日（追加）有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例3.「気候変動関連等」の開示例」
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241205/04.pdf>